

8. 「給油所」への充電設備設置事業の説明と提出書類

| | | |
|--------|---|-----------|
| 事業名 | 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電) | |
| 事業内容 | 「給油所」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備設置事業 | |
| 申請できる方 | 地方公共団体、法人、個人 | |
| 補助対象経費 | 充電設備の購入費および設置工事費 | |
| 補助率 | 充電設備の購入費 | 定額(1/1以内) |
| | 設置工事費 | 定額(1/1以内) |

注1：「給油所」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律（第二条3項）に定義されている給油設備により自動車^(注3)に揮発油を給油するための施設をいう。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

注3：「自動車」とは、道路運送車両法で自動車の種類として定義されているものをいう。

8-1. 「給油所への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(10)を全て満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が公道^(注4)に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所^(注5)にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (3) センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を給油所の入口に設置すること。
- (4) 充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
- (5) 充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- (6) 設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていること。
- (7) 充電設備を設置するにあたり、関係する法令等を遵守していること。
- (8) 充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（CHARGING POINT）を設置すること。^(注6)
- (9) 設置する充電設備は、OCPP 1.6以上に準拠した総出力50kW以上の急速充電設備であること。
- (10) 充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。

※充電設備は24時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注4：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注5：設置場所への出入りや充電を行う際に、設置場所の許可を都度得る必要がある場所、または別の車両の移動を要する場所を除く。

注6：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告できます。その場合は状況等報告にて理由を申告してください。

8-2. 特有の提出書類および申告内容

給油所への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

- 8-3：設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類
- 8-4：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

- 8-5：設置する施設等の説明
- 8-6：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

8-3. 設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類

揮発油販売業者の給油所として登録されていることを証する書類（揮発油販売業者登録通知書や揮発油販売業者登録証明願い等、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき設置場所が給油所として登録されていることを証明する書類）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《登録者名》

- ・揮発油販売業者の登録名の記載

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《発行者》

- ・経済産業省（局）名の記載

《登録日》

- ・揮発油販売業者としての登録日の記載

8－4. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする経緯・理由が記載された書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

- ・書類の作成日を記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《造成理由》

- ・造成をする経緯・理由を記載

8-5. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《公道名》

- ・施設に面する公道名

《給油可能台数》

- ・施設の給油可能台数（計量機の台数）

8-6. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

オンライン申請システムにて設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Webサイト名）を申告してください。

掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。

既に掲載済みであれば、そのWebサイトのURLを申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）

《充電設備の出力》

- ・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況